

# 四條畷市オープンデータの推進に関する運用基準

## 第1章 総則

### 1 定義

「オープンデータ」とは、営利・非営利目的に関わらず、二次利用が可能な利用ルールで公開された機械判読に適した形式のデータである。

### 2 趣旨

本基準は、本市が保有する公共データを自由に利活用できるオープンデータとして一般に提供することで、さらなる市政の透明性・信頼性の向上、行政の高度化・効率化をめざすことはもとより、アプリケーション開発や専門的なデータ解析などによる新しいサービスを提供するビジネスの創出に期待するとともに、それらをもって、市民生活の利便性の向上を図るため、必要な事項を定めるものである。

## 第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

### 1 オープンデータ推進の意義

公共データは市民共有の財産であり、オープンデータの推進により次のことをめざす。

#### (1) 市政の透明性・信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービス等を通じて、市民が本市の施策等の妥当性について理解し、または評価することが可能になることにより、市政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

#### (2) 行政の高度化・効率化

データ活用により得られた情報を根拠として施策の企画や立案が行われることで、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

### (3) 地域経済の活性化

オープンデータを産業活動に関する様々な分野で活用することにより、新産業の創出や企業活動の効率化等が促されるとともに、地域経済の活性化が図られる。

### (4) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し民間データと組み合わせることで、民間からも多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上が図られる。

## 2 基本原則

(1) 本市が保有する公共データは、法令、条例等による制約があるものを除き、費用対効果等について十分考慮し、オープンデータとして公開可能なものから順次公開する。

(2) 本市が保有する公共データは、できる限り機械判読可能な形式で公開する。

(3) 本市が保有する公共データは、営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。

## 第3章 取組みの方向性

### 1 公開対象

(1) 本市ホームページにおいて公開しているデータについては、可能な限りオープンデータとして順次公開する。ただし、個人情報保護や個別法令などにおいて二次利用が制限されている情報等は対象としない。

(2) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものからオープンデータとして公開するものとする。

### 2 公開内容

(1) オープンデータとして公開したデータ内容に変更等があった場合は、適

時最新のデータを公開するものとする。

(2) 公開にあたっては、利用者の視点に立ちながら明瞭性、利便性等に十分配慮する。

(3) オープンデータは、人が見ることまたは読むことに適したデータ構造及び形式ではなく、より機械判読に適したデータ構造及び形式で公開するものとする。

## 第4章 オープンデータのルール

### 1 著作権意思表示

#### (1) 意思表示の方法

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」に準拠し、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する。

#### (2) 表示ライセンス

表示するライセンスは、原則として「CC-BY」（原作者のクレジットを表示すれば、営利目的又は非営利目的であるかを問わず自由に二次利用可能）とする。

#### (3) 利用者責任の原則

オープンデータとして公開しているデータは、自由な利用・改変を許可するが、データの完全性は保証しないこととし、利用者責任において利用することとする。また、データの利用によって生じたいかなる損害に対しても、本市は一切の責任を負わないこととする。

### 2 データ構造

コンピュータで読み取り、処理して再利用することを考慮したデータ構造とする。

### 3 データ形式

特定のアプリケーションに依存しない二次利用に規定したデータ形式で公開する。当該データ形式で公開できない場合は、当分の間、次の事項に留意した公開に努める。

- (1) 表計算ソフトで作成したデータは、CSV 形式で提供すること。
- (2) 文書形式や表形式などオフィスソフトで作成したデータは、PDF 形式のみでの公開は行わないこと。

## 第5章 活用促進のための取組み

### 1 補足情報の提供

オープンデータの公開にあたっては、当該データの情報の時点や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

### 2 利用ニーズに応じたデータ公開

利用者等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管課等において対応の可否を検討する。

### 3 本基準の改定

本基準の内容は、今後の国における検討及び社会情勢の変化や IT の発展速度に対応するため、適宜見直していくものとする。

### 施行期日

本基準は、令和2年3月13日から施行する。